近江八幡市公告

近江八幡市広告入り介護保険利用の手引き協働発行者の募集について、次のとおり行うので公告する。

令和８年１１月９日

近江八幡市長　徳永　久志

近江八幡市広告入り介護保険利用の手引き協働発行事業者募集要項

１．目的

介護保険サービスを利用するために必要な手続き等の情報を掲載した冊子を官民協働事業として発行するにあたって、協働発行事業者を１社募集する。

なお、この事業については、企画提案が選定された者（以下「協働発行事業者」という。）が、自らの責任で募集する広告収入等にて財源を確保する方法により、企画・編集・印刷・納品等の冊子作成に係る全ての経費を市が負担することなく発行するものである。

２．業務概要

（１）業 務 名

介護保険利用の手引き発行業務

（２）業務内容

介護保険利用の手引き発行業務に係る企画・編集・印刷・納品業務

（３）履行期間

委託期間　　契約締結日から令和９年７月３１日まで

（４）対象及び用途

市民等に対し、介護保険利用に関する情報提供のために配布する冊子。

（５）作成部数

2,500部

（６）仕様

別紙、介護保険利用の手引き作成仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

３． 参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（２）落札決定の日までにおいて、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準（平成22年近江八幡市告示第272号）に基づく停止措置の期間中でないこと。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（４）自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）

（５）国税及び地方税を滞納している者でないこと。

（６）過去５年（令和３年度から令和７年度まで）において、地方公共団体等の広告募集業務に関する契約（民間事業者との契約を含む）を履行した実績並びに地方公共団体の印刷物の作成等業務を受託した実績が１回以上あること。

（７）広告企画業務について、２年以上の営業経験を有する法人であること。（当該業務を法人の目的としていることが商業登記簿謄本又は登記事項証明書により確認できること）

（８）共同企業体での参加は認めない。

４．日程

（１）令和８年１１月　９日（月）：公告・実施要領の公表、質問受付

（２）令和８年１１月１６日（月）：質問書の提出期限　午後４時まで

（３）令和８年１１月２４日（火）：質問書に対する回答

（４）令和８年１２月　７日（月）：応募書類の提出期限　午後４時４５分まで

（５）令和８年１２月１８日（金）：選定結果通知期限

（９）令和８年１２月下旬　　：協定書の締結（予定）

５．実施要領及び様式の配布期間等

配布期間　　令和８年１１月　９日（月）から令和８年１２月　７日（月）まで

配布方法　　本市ホームページからダウンロードすること。

６．質問書の提出方法

①受付期間　　令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月１６日(月)（午後４時必着）まで

②提出方法　　質問がある場合は、質問書（様式２）を電子メール又はＦＡＸにより提出すること。

※ メールタイトルを「介護保険利用の手引き質問書（会社名）」とし、担当部署へ電話で受信の確認を行うこと。ＦＡＸでの提出の場合も同様に担当部署に受信の確認を行うこと。

③回答日　　令和８年　１１月　２４日（火）

④回答方法　　提出されたすべての質問に対し、ホームページに回答を掲載する。
質問に対しての回答は、個別に行わない。

７．応募書類の提出方法

①提出期限　　令和８年　１２月　７日（月）午後４時４５分必着

②提出方法　　持参又は郵送。

※郵送の場合は書留郵便又はそれに準じるもの（送達の記録が残るもの）で、提出期限必着のこと。封筒の表に企画書在中と朱書きすること。

※持参の場合は開庁時間（平日午前９時から午後４時４５分まで）に持参すること。

③提出書類　A. プロポーザル企画提案申込書：様式1

B. 納税証明書（３か月以内に発行したもの）

ア市内に本店又は営業所を有する法人の場合

・市税（法人市民税、固定資産税等すべての市税）、滋賀県税及び国税（法人税、消費税及び地方税）に未納がないことを証明できるもの

イ市外に本店又は営業所を有する法人の場合

・都道府県税及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）に未納がないことを証明できるもの

C. ３（６）の実績を確認できる成果品見本

D. ３（７）を確認できる商業登記簿謄本又は登記事項証明書（３か月以内に発行したもの）

E. 企画提案書

④提出部数　各１部提出。B～Dについては複写可。

8．企画提案書の作成要領

（１）企画提案書の規格

企画提案書はＡ４サイズで作成すること。

（２）企画提案書に記載する事項等

・法人概要及び制作体制を記載すること（総括責任者及び担当者も記載すること）

・法人名及び法人を類推できる事項の記載は表紙及び法人概要のページのみとすること。

・事業スケジュール

・広告募集計画（募集手順等）

・介護保険利用の手引きの内容案（行政情報、広告掲載イメージ等）を記載すること。なお、これらの内容案については協定締結後に再度協議を行う。

9．提出場所（担当部署）

〒523－8501　近江八幡市桜宮町２３６番地　近江八幡市役所　本庁舎　２階

近江八幡市福祉保険部介護保険課　担当：溝口、東

TEL 0748-33-3511　FAX 0748-31-2037　E-mail 010804@city.omihachiman.lg.jp

１０．提出書類の取扱い等

・提出された書類は、当該募集の審査のみに使用し、その目的以外には使用しない。なお、提出書類は返却しない。

・提出書類の作成及び提出など、企画提案に参加するために必要となる一切の費用は提出者が負担する。

・提出された書類が審査及び説明のために必要と認める場合は、無断・無償で複製を作成し、使用できるものとする。

１１．協働発行事業者の選定方法

次の要領で審査を行う。

（１） 選定審査会

近江八幡市広告入り介護保険利用の手引き選定審査会（以下「選定審査会」という。）において企画提案書の書面審査を行う。

（２） 審査方法

① 評価基準及び配点表に基づき評点付けし、最高得点者を協働事業者として選定する。

② 評価点は最上位者の合計得点が同点となった場合は、多数決により決定する。

③ 申込者が１社しかなかった場合でも評価基準による審査を行い、決定する。

④ 全委員の平均点が最低基準（5割）に達しない場合は、最高得点者又は③の場合であっても選定しない。

評　価　基　準　及　び　配　点　表		
項目	評価の視点	配点
実施体制	実施体制や提出書類の信頼性	5
企画提案	企画提案の魅力、妥当性	10
実績	類似事業の実績評価	5
合計		20

（３）審査結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した事業者に、プロポーザル結果通知書（様式３号）で通知する。なお、選定審査会は非公開で行い、審査の経緯は公表しない。また、選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けず、認めない。

１１．失格事項

・提出期限に遅れた場合

・提出書類に虚偽の記載がある場合

・著しく信義に反する行為を起こした場合

・その他、選考委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由を認めた場合